

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和7年度(2025年度)第2回枚方市建築審査会
開 催 日 時	令和7年(2025年)12月10日 14時00分から (水曜日) 14時50分まで
開 催 場 所	枚方市庁舎(分館)4階 会議室
出 席 者	阿部会長、寺地会長代理、小泉委員、佐野委員、 東野委員、三宅委員 ※小泉委員、東野委員、三宅委員はオンライン出席
欠 席 者	小谷委員
案 件 名	審議案件 議案第2号 船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号の 規定による許可について 報告案件 報告第4号から第6号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づ く報告事項
提出された資料等の 名 称	1 議事次第 2 令和7年度第2回枚方市建築審査会議案書及び報告資料 3 枚方市建築審査会資料(取扱要領等資料)
決 定 事 項	1 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。 議案第2号 船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号 の規定による許可について 2 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。 報告第4号から第6号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基 づく報告事項
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	1 議案第2号、報告第5号、報告第6号の案件については、 公開 2 報告第4号の案件については、枚方市情報公開条例第5条 第1号に該当するため、非公開。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	1 議案第2号、報告第5号、報告第6号の案件については、公表 2 報告第4号の案件については、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため、非公表。
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 開発調整課

審 議 内 容	
阿部会長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより、令和7年度第2回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本審査会にご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、まず委員の出席状況を、事務局からご報告ください、お願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 古川課長代理	<p>本日は委員の出席の状況に先立ちまして、小泉委員が今回初めてのご出席となりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>行政の分野から、小泉委員でございます。小泉委員、一言お願いできますでしょうか。</p>
小泉委員	<p>大阪府建築指導室長の小泉でございます。皆様、今回からどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>この審査会の円滑な運営と、それから枚方市での建築基準法の適正な執行の一助になればと考えております。どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局 開発調整課 古川課長代理	<p>ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況を報告します。本審査会の委員総数7名のうち、本日は会場にて3名、東野委員、三宅委員、小泉委員の3名に、オンライン出席していただき、合計6名となっております。したがって、委員総数の過半数に達しており、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>なお、小谷委員につきましては、あらかじめご都合が合わず欠席される旨のご連絡をいただいております。</p>
阿部会長	<p>小泉委員、よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま事務局から報告がありましたとおり、本日は過半数の委員にご出席いただき、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、審査会は成立しております。</p> <p>さて、本日の案件は審議案件が1件ございまして、船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可についてとなります。</p> <p>報告案件といたしましては、建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項、こちらを3件予定しておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>初めに、本建築審査会の開催に当たり、安達都市整備部次長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>

<p>枚方市 都市整備部 安達次長</p>	<p>枚方市都市整備部次長の安達でございます。 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。 委員の皆様におかれましては、特に年末に差しかかる大変お忙しい中、令和7年度第2回枚方市建築審査会を開催いただき、誠にありがとうございます。 また、日頃より本市建築行政にご理解、ご協力をいただいておりますことを、改めましてお礼申し上げます。 さて、本日の審査会ですが、議事次第でございますように、審議案件といたしまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可にかかる案件を1件、報告案件といたしまして、同じく建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく案件を3件予定しております。 皆様の忌憚のないご意見をいただきたく存じますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。 また、本日の審査会は小泉委員にご就任いただいて以来、初めての開催でございます。本日はウェブで出席していただいております小泉委員、よろしくお願いたします。 最後になりましたが、今年も残すところあと僅かとなり、市役所の業務も年内はあと2週間余りとなります。日中の冷え込みも厳しい季節となり、インフルエンザ等も流行しておりますが、委員の皆様におかれましては、体調管理に十分ご留意いただき、ご自愛くださいますよう、また少し早いかもしれませんが良き新年をお迎えいただけますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。 本日はよろしくお願いたします。</p>
<p>阿部会長</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして、資料の確認を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局 開発調整課 古川課長代理</p>	<p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。 議事次第、議案書につきましては、お手元のタブレットでご確認いただきます。 資料としましては、取扱要領等を綴じた黄色のファイルをお手元にご用意しております。 オンラインの委員の皆様につきましては、パソコン上でこの後、資料の共有となります。 資料については、以上でございますが、お手元は大丈夫でしょうか。 なお、本日は会場内のタブレットとオンライン会議を併用しての進行となります。</p>

	<p>会議中、資料共有等の際に、タブレットの操作、通信状況、こちらの音声等、不具合等ございましたら、挙手にてお教えください。事務局のほうで対応いたしますので、お声がけのほうよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、次に会議の公開、非公開につきまして申し上げます。</p> <p>本審査会は枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程に基づき運営を行っておりますため、原則、公開といたします。</p> <p>今回、議案書等を確認いたしますと、案件となっております、議案第2号、報告第5号及び報告第6号には、枚方市情報公開条例第5条に規定する「非公開情報」は含まれておりません。</p> <p>また、報告第4号は、個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含まれております。</p> <p>したがって、議案第2号、報告第5号、報告第6号の案件につきましては公開とし、報告第4号の案件につきましては枚方市情報公開条例第5条第1号の規定により非公開とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
阿部会長	<p>異議なしとのことでございますので、そのように取り扱います。</p> <p>次に、会議録、会議資料の公表、非公表についてですが、原則、公表としております。会議において公開の扱いとする、議案第2号、報告第5号、第6号の会議録、会議資料は、枚方市ホームページなどで公表することとし、会議資料につきましても本審査会の運用事項で定めておりますとおり、議案書の抜粋を公表いたします。</p> <p>また、会議を非公開の扱いとする報告第4号の会議録、会議資料につきましては非公開、非公表といたします。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
阿部会長	<p>それでは、ご異議ないとのことですので、そのように取り扱います。</p> <p>それでは、本日の傍聴人について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 古川課長代理	<p>本日、傍聴を希望されている方は、いらっしゃいません。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p><u>1 審議案件</u> <u>議案第2号</u> <u>船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号の</u> <u>規定による許可について</u></p>
阿部会長	<p>それでは、これより議案審議に移ります。 議案第2号「船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について」、処分庁からご説明をお願いします。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>審査指導課の榎菌と申します。よろしくお願いたします。 大変恐縮ではございますが、着席して説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案第2号「船橋本町1丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について」、ご説明させていただきます。</p> <p>説明は、初めに「提案の主旨」、順に「申請地の位置及び現地状況」、次に「適合すべき基準」、そして「基準への適合状況」としまして「通路に関する基準」、「建築物に関する基準」、最後に「調査意見」の順でご説明させていただきます。</p> <p>右の欄には、説明に使用する資料を表示しておりまして、赤字の資料がお手元の「令和7年度第2回枚方市建築審査会議案書」に掲載、青字の資料につきましては「枚方市建築審査会参考資料」に記載されておりますので、必要に応じてご参照ください。</p> <p>それでは、まず「提案の趣旨」についてですが、本議案は、建築物の敷地が道路に接していないことにつきまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可を行うに当たり、建築審査会の同意を求めるものです。</p> <p>次に、「申請地の位置と現地状況」についてご説明いたします。 申請地は、枚方市船橋本町1丁目711番5でございまして、京阪電車の樟葉駅から南東に約1キロメートルの場所に位置しています。</p> <p>航空写真で申請地付近の状況をお示しします。赤色で着色した部分が申請地、黄色で着色した部分が協定通路、緑色で着色した部分が建築基準法上の道路となっております。</p> <p>協定通路、黄色は北側の建築基準法上の道路、緑に接続されていることが確認できます。</p> <p>通路に面しては、申請地を含めまして、昭和52年に確認済証の交付を受けて建築された戸建ての住宅が立ち並んでおります。</p> <p>次に現地の写真をお示ししますが、まず撮影方向ですが、矢印</p>

の方向で、記載された①番、②番、③番の番号の順番で写真をお示しさせていただきます。

まず写真①ですが、協定通路の入り口付近を北側から撮影した写真です。手前の緑色の部分が建築基準法上の道路になりまして、道路に接続する形で黄色の協定通路がある状態です。

次が写真②で、申請地を東側から撮影した写真です。申請地が協定通路に接している状態が確認できます。

次が写真③で、申請地付近から建築基準法上の道路に向かって撮影した写真です。申請地から協定通路を通りまして、建築基準法上の道路へ避難する経路が確保されております。

続きまして、今回申請建築物の概要になります。

第一種中高層住居専用地域で指定建蔽率が60パーセント、指定容積率が200パーセントで、準防火地域及び第二種高度地区に指定されている申請地におきまして、木造3階建ての一戸建て住宅を新築する計画となっております。

続きまして、本件許可に関する基準につきまして、ご説明いたします。

表示されているのが、本市建築基準法第43条第2項第2号許可取扱要領の中の提案基準の5になりますが、本件はこの基準に適合する計画となっております。

基準の内容について説明します。

第2の「適用の範囲」ですが、平成11年5月1日時点において、現に建築物が立ち並んでいる通路であること。通路の幅員は4メートル未満2.7メートル以上であること。通路の延長距離が35メートル以内であること。

次に、第3の「土地所有者等による合意等」について、のど元敷地を除く部分の通路の整備等について、所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されていること。

次に、第4の「用途・規模・構造」としまして、建築物の用途は、専用住宅又は兼用住宅であること。

建築物の高さが10メートル以下かつ地階を除く階数が3以下であること。

通路を道路と読み替えて適用する建築基準法関係規定に適合するものであること、ということが定められております。

この第2、第3につきましては、主に通路に関する基準、第4が建築物に係る基準となっております。

それでは、これらの基準への適合状況について、順次説明をいたします。

まず、一番上の「平成11年5月1日時点での立ち並び」につきましては、先ほど航空写真でお示ししましたが、通路に面する建築物は昭和52年に、確認済証の交付を受けて建築されておりますので、この基準には適合しております。

続きまして、通路協定書が締結されていることについての確認です。

こちらが、通路協定書になります。

のど元の敷地を除き、拡幅整備や側溝の設置、将来にわたって通路を維持することを誓約する内容の通路協定書が、既に締結されております。

次に通路の幅員や延長距離の基準についてですが、お示ししております現況図をもとにご説明させていただきますと、通路延長は21.76メートルで35メートル以内の基準を満たしております。

敷地が通路に接する部分の長さは5.35メートルで、基準の2メートルを満足しております。

協定通路のうち、のど元の敷地に面した部分の幅員は、現況で2.72メートルとなっております。2.7メートル以上あることから、本基準における通路の幅員を満足しております。なお、のど元の敷地につきましては、通路協定上は、拡幅の同意がないため、協定締結時点で拡幅の予定はありません。

続きまして、申請地に面した部分の幅員は、現況が2.72メートルですが、将来的に拡幅整備により4メートルとなる予定であり、基準の4メートル以上を満たしております。

続きまして、配置図です。

申請建築物の污水排水は公共下水へ放流することになっており、雨水排水は協定通路の側溝へ放流する計画になっております。

続きまして、平面図です。

基準の3階以下という条件に適合しております。また延焼の恐れのある部分の開口部には防火設備を設置していることもこちらの図面で確認できます。

続きまして、立面図です。

次が断面図です。

建築物の最高高さは9.527メートルでありまして、許可基準の10メートル以下を満たしております。隣地斜線や第2種高度地区の制限についても明らかに適合しております。

通路を道路とみなした場合の道路斜線制限につきましては、これは測定点からどれだけ空が見えるかという指標であります「天

空率」の基準に適合することで、適用が除外されております。

こちらが、今回の天空率の測定点の4か所を示したもので、前面通路の反対側の境界線上に1.804メートルの等間隔で設定されています。

こちらが、先ほどの4か所の測定点における天空率を比較したものです。上段に示しておりますのが、今回の計画建築物の天空率下段に示しておりますのが道路斜線制限に適合する最大ボリュームの建築物の天空率で、いずれの測定点におきましても上段の計画建築物の天空率のほうが大きいということから、斜線制限により確保できる環境と同等以上の環境が得られるものとして、斜線制限の適用が今回除外されております。

準耐火リストをお示ししております。主要構造部を準耐火構造としまして、外壁開口部を防火設備としていることから、法第2条第9号の3イによります準耐火建築物であることが確認できます。

申請地が準防火地域であることから、後ほど確認しますが、建蔽率の上限におきまして、10パーセントの緩和が適用されております。

続いて、求積図ですが、敷地面積は、52.47平方メートルになります。

建物の求積に関しましては、建築面積は、33.53平方メートル、延べ面積は、82.89平方メートル、建蔽率及び容積率は、それぞれ基準に適合しております。

なお、建蔽率の上限は、先ほど確認しましたとおり、今回の計画が準防火地域内にある準耐火建築物であることから、法第53条第3項第1号口によりまして10パーセント緩和されまして、指定建蔽率の60パーセントに、10パーセントを加えた70パーセントとなっております。

また、容積率の上限につきましては、通路を道路と読み替えることによりまして、建築基準法第52条第2項の適用を受けることとなりますので、通路幅員に0.4を掛けた数値で決定されます。これによりまして、指定容積率の200パーセントではなく、160パーセントが今回の上限となっております。

以上、調査意見に記載しておりますとおり、本申請敷地の前面の通路につきましては、通路協定が締結されておりまして、「建築基準法第43条第2項第2号空地」として判定されています。

本件許可に関しまして、通路、建築物及びその敷地は、「法第43条第2項第2号許可取扱要領」の提案基準5に適合しておりま

	<p>す。</p> <p>したがいまして、本申請につきまして、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認められることから、許可して差支えないものと判断しております。</p> <p>説明は以上になります。ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま説明がありました、議案第2号につきまして、ご意見、あるいはご質問はございますでしょうか。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
寺地会長代理	<p>2点質問です。</p> <p>断面図に道路斜線が表示されています。</p> <p>これの建物の反対側の732mmセットバックしている根拠がどこにあるのでしょうか。平面図かどこかに出ているのですか。道路境界線からバルコニーの先端までの距離なのかなと思うのですが。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>はい。今回、配置図に記載があります。</p>
寺地会長代理	<p>斜めに引き出しているところでしょうか。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>玄関の横に表示しておりまして、後退距離が732mmになっています。</p>
寺地会長代理	<p>これは斜めに引き出しているというのは真北に合わせている、ということですか。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>そうではなく、引き出し線を斜めに描いているということです。</p>
寺地会長代理	<p>こういう描き方は、あまりしないです。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>恐らく図面のサイズ等を考慮して見やすいように表現したのだと思います。</p>
寺地会長代理	<p>ちょっと体裁的には、あまりやらない描き方なので、誤読される可能性は感じます。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>実際は大きな図面で審査しております。</p>
寺地会長代理	<p>できればこの道路斜線が描いている断面図に、道路の境界線からバルコニーの先端までが732mmであるという寸法は入れたほうがいいです。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>はい、見やすくなるようにします。</p>

寺地会長代理	<p>それと、役所の方が作られたのか、この一番最初の協定道路からの写真がありますね。</p> <p>写真③の協定通路ですが、写真①だと何か少しブロック塀から離れたところに協定通路になってませんか。これは写真①が間違いなんじゃないかなと思ったりしますが、どうなんですか。</p> <p>電柱は含んでますよね。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	はい、そうです。
寺地会長代理	だからちょっとこの絵が間違いなので、修正しといたほうが良いかと思います。
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>分かりました。この写真につきましては、説明用に我々が撮影しております。</p> <p>今後説明の際に齟齬がないようにさせていただきます。申し訳ございません。</p>
阿部会長	<p>ほかにございませんでしょうか。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは、特にないようですので、ただいまご審議いただきました議案第2号について、同意させていただこうと思います。ご異議ございませんでしょうか。</p>
委員	異議なし。
阿部会長	それでは、異議なしとのことでございますので、議案第2号について、同意することといたします。
処分庁 審査指導課 榎菌係長	ありがとうございます。
	<p><u>報告案件</u> <u>建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可の一括同意基準に基づく報告事項</u></p>
阿部会長	<p>続いて、報告案件、建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項に移ります。</p> <p>公表する会議録の都合もございますので、報告案件は公表の扱いである、報告第5号及び第6号の確認を先に行った後、非公表の扱いである報告第4号の確認をしたいと思います。</p> <p>それでは、報告第5号及び第6号について、処分庁からご説明をお願いします。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>それでは、報告案件につきまして、榎菌よりご説明いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>これから報告する案件につきましては、一括同意基準に該当しますため、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして、許可</p>

を行ったものでございます。本日報告する案件は、全て接道義務の特例許可になります。

前回、建築審査会を開催した4月以降に、これまでに一括同意基準により許可した報告件数は3件になります。

それでは、報告第5号につきまして、ご説明させていただきます。

表の左から2番目に、該当する一括同意基準を示しております。本件は、一括同意基準2に該当いたします。

表の右から1番目に、許可番号・許可日を示しております。

枚方市東香里新町におきまして、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、令和7年6月に許可した案件でございます。

こちらが一括同意基準2になります。

この基準は、平成11年5月1日時点におきまして、現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル以上の通路に、2メートル以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について、所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されておる案件です。

こちらが、配置図になります。

赤色で着色している部分が申請地、黄色で着色しております部分が協定通路、緑色で着色している部分が建築基準法上の道路になります。

申請地が、協定通路を介しまして、建築基準法上の道路に2メートル以上接しております。一括同意基準2に該当いたします。

こちらが、現地の写真になります。

報告第5号につきましては、以上になります。

続きまして、報告第6号について、説明いたします。

こちらが報告第6号になります。本件は、先ほどの報告と同様に、接道義務の特例許可でございます。

本件につきましては、先ほどと同様、一括同意基準2に該当しています。

枚方市春日元町1丁目におきまして、一戸建ての住宅を新築するに当たりまして、令和7年6月に許可しております。

こちらが一括同意基準2になります。

この通路は、平成11年5月1日時点におきまして、現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル以上の通路に2メートル以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されているという

	<p>案件になります。</p> <p>こちらが、配置図になります。</p> <p>赤色で着色している部分が申請地、黄色で着色しております部分が協定通路、緑色で着色している部分が建築基準法上の道路になります。申請地が、協定通路を介しまして建築基準法上の道路に2メートル以上接しております、一括同意基準2に合致いたします。</p> <p>表現が省略されている箇所がございますので、航空写真をお示しいたします。</p> <p>こちらが同案件を同じように着色しました航空写真になります。黄色で着色している協定通路の延長が46メートルと、35メートルを超えているところですが、東側が建築基準法上の道路に接続しており、西側については枚方市が管理します春日元町公園を介しまして、建築基準法上の道路に接続しておりますことから、基準を満たすということになっております。</p> <p>こちらが、現地写真になります。</p> <p>第6号の報告については、以上になります。</p> <p>【報告第4号については非公表】</p> <p>以上で、報告は終わりになります。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、まず報告第5号及び第6号について、ご質問等を伺いたいと存じます。ございますでしょうか。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、続きまして、報告第4号につきまして、ご質問等はございますでしょうか。</p> <p>大丈夫でしょうか。</p> <p>オンラインの委員の方々も大丈夫でしょうか。</p> <p>小泉委員、どうぞ。お願いします</p>
小泉委員	<p>小泉でございます。処分庁の方々、説明ありがとうございます。</p> <p>案件の報告番号の5、6についてなんですけど。住宅が密集しているので建物の耐火性なんか気になったりするんですが、こちらの5、6についても準防火地域のエリア内なんですか、教えていただけますか。</p>
処分庁 審査指導課 榎菌係長	<p>第5号については、法22条の屋根不燃の地域になりまして、第6号につきましては準防火地域の建築物になります。</p>

小泉委員	<p>住宅密集地ということで、耐火性が重要だと思いますので、法規定に則り造っていただくということでよろしく願いしたいなと思います。ありがとうございました。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そのほかございませんでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日予定をしておりました案件は、全て終了いたしました。</p> <p>最後に、枚方市建築審査会議事規則第5条第2項に基づきまして、本日の会議録の署名人として、私と、あと2名の委員の指名をさせていただきます。</p> <p>今回は、寺地会長代理と小泉委員にお願いをし、会議録の清書後、署名をしていただくことといたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これで本審査会を閉会することとさせていただきます。</p> <p>事務局から、連絡事項等がありましたら、お願いいたします。</p>
事務局 開発調整課 古川課長代理	<p>本日はご審議ありがとうございました。</p> <p>ここからは事務連絡になります。</p> <p>この後、本日の審議結果を市長に報告するため、委員の皆様へ書類へのご捺印をお願いいたします。</p> <p>後ほど担当者がお席にまいりますので、よろしく願いいたします。オンラインで参加していただいている委員の皆様につきましては、後日郵送にて書類を送付させていただきますので、捺印後にご返送いただければと思います。</p> <p>また次回、建築審査会の予定は来年2月19日14時から、この会議室となっております。</p> <p>なお、案件がなく開催がない場合は、1か月前を目途にご連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
阿部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日はこれで閉会といたします。</p> <p>皆様お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>